

総合調整会議（2015. 11. 4）

- 日時：平成27年11月4日（水） 午前8時50分～午前9時5分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・11月6日から部別経営会議が始まるため、それぞれの事務事業についての進捗状況等の確認を含め、情報共有とともに課題等の解決に向けての議論の場としたい。準備を万全にすること。
- ・平成28年度予算編成に向けた準備を行う大切な時期であり、万全の体制で取り組むこと。
- ・先日発生した水道本管の漏水事故等、不測の事態はいつでも起こり得る。適切に対応するためにも、日頃より報告、連絡、相談を確実に行うこと。
- ・寒暖差が激しく体調を崩し易い季節に入っている、体調管理に努めること。

2. 報告事項

【案件名】栗東市債権管理条例（案）等について

→ 税務課長から説明

- ・12月議会に上程する予定であり、債権を管理する所属で構成する連絡会議において検討している内容について修正等があったものについて報告を行うものである。
- ・前回報告した内容から修正した点について、第7条で債権の放棄を規定しているが、債権によっては発生事由や管理の経過において特別の事情があり、放棄することが適切でない場合があるため、第2項において「この条例により難い特別の事情があるものとして規則で定める市の債権については、適用しない」という規定を追加している。適用除外となる具体的な債権については、栗東市企業事業資金貸付条例の規定により貸し付けた企業事業資金である。
- ・栗東市水道事業給水条例の第33条の3において支払請求権の放棄が規定されているが、債権放棄について債権管理条例で一本化を行うため、この部分を削ることとする。

[教育部長]

- ・施行規則において、債権の適用除外として企業事業資金をあえて定める必要があるのか。

[税務課長]

- ・この条例は定例的な市の債権について、私債権の放棄を規定しているものであるが、特異な事

例が発生した場合は、随時適用していくのかという可能性が出てくるため、予め規則で追加や削除を行っておけるようにしたほうが良いということで定めている。

[副市長]

- ・他に同様の貸付金があるか、再度確認しておくこと。

区分：了解

【案件名】草津川跡地（区間6）について

→ 建設部長、建設部技監から説明

- ・草津川跡地（区間6）について、草津・栗東広域行政協議会などで協議が行われてきたが、今年度は、草津川跡地（区間6）活用検討懇話会が3回に分けて開催される予定となっている。
- ・第1回目の会議は、11月25日に開催される予定で、ホームページや情報公開コーナーにおいて、開催の周知を行う。
- ・国道1号の草津川隧道撤去他工事について、現在、I期工事が株桑原組の施工により実施されている。工事の流れは、隧道上部の堤防撤去後に上り線のボックスを撤去するための中央分離帯の撤去工事となっている。
- ・第II期の工事は、下り線のボックスを同様の手順で施工することになる。

区分：了解

3. 閉会

副市長からの挨拶

- ・平成28年度当初予算について、市長の考えを活かした予算編成を行うとともに、12月補正予算要求は、今年度末までに内容が明らかになっている事業については、他の予算に充当することも踏まえて、金額の多少に関わらず事前に調整を図ること。

以上